

海域が該当する環境基準の水域類型の指定に関する件
(平成 21 年 3 月 環境省 告示第 15 号)の一部を改正する案の概要

1. 改正案の内容

今般、東京湾に係る底層溶存酸素量の環境基準の水域類型について、達成期間を設定するため、標記の告示別表第 2 中に以下の傍線を付した部分を追記する。

水域	水域 類型	達成期間	
東京港	生物 3	<u>ハ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：100%</u> <u>10 年程度以内に目指す達成率：50%</u>
川崎港・ 横浜港	生物 2	<u>ロ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：100%</u>
千葉港	生物 3	<u>ロ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：100%</u>
木更津港	生物 3	<u>イ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：100%</u>
東京湾奥 部①	生物 2	<u>ハ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：85%</u> <u>10 年程度以内に目指す達成率：14%</u>
東京湾奥 部②	生物 3	<u>(設定なし)</u>	
東京湾央 部①	生物 2	<u>ハ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：50%</u> <u>10 年程度以内に目指す達成率：33%</u>
東京湾央 部②	生物 1	<u>ハ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：71%</u> <u>10 年程度以内に目指す達成率：64%</u>
東京湾口 部	生物 1	<u>イ</u> <u>(※)</u>	<u>(※) 目標とする達成率：100%</u>

(注) 1～2 (略)

3 達成期間欄中の「イ」から「ハ」は、次に定めるとおりとする。

イ 直ちに達成する

ロ 5～10 年以内で可及的速やかに達成する

ハ 暫定的な目標を 10 年程度以内に達成する

2. 施行日 (予定)

公 布 : 令和 8 年 11～12 月

施 行 : 令和 8 年 11～12 月

【参考】

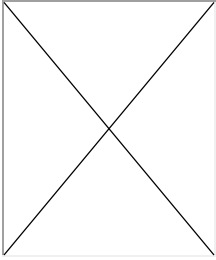
水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）

別表 2（抜粋）

2 海域

ア～ウ （略）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2)により水域 類型ごとに 指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定める方法又は 付表 10 に掲 げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、 横型のバンドン採水器を用いる。			